

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは電気需給約款をご確認ください。

供給条件等説明書

1. ご契約について

(1) 申込方法

当社指定の申込書、ウェブサイトによる申込のうち当社の指定する方法。

(2) 契約期間

本契約が成立した日から、需給開始の日以降 1 年目の日まで。契約期間満了日の 15 日前までに契約終了の申し出がない場合、本契約は契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で更新されるものとします。なお、契約内容（契約期間を除く）を契約期間中に変更する場合であっても、契約期間は変更されないものといたします。

(3) 電気の需給開始予定日

同一の供給地点において他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、申込みをされてから最初の検針日となります。但し、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などは、次回以降の検針日となる場合もあります。やむをえない理由により、別途当社とお客さまとの間で協議した日となる場合があります。

引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、申込みいただいた日から起算して 12 日以降でお客さまの希望する日とします。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

(4) 契約負荷設備・契約電流・契約容量・契約電力

契約負荷設備、契約電流、契約容量については、以下のように決定いたします。ただし、以下の方法によることができない場合及び契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出いただいた内容をもとに当社が決定いたします。

なお、適用となる契約種別は契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力に基づき、楽天でんき料金メニューにより決定します。

① 同一の供給地点において他の小売電気事業者からの切替により供給を開始する場合、当該小売電気事業者との需給契約終了時点の契約負荷設備、契約電流および契約容量と同じといたします。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、供給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約負荷設備、契約電流および契約容量と同じといたします。

(5) 供給電圧・周波数

一般送配電事業者にお客さまの供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。

標準電圧：100V もしくは 200V または 100V および 200V

標準周波数は、お客さまのお住まいの区域ごとに以下のとおりとなります。

標準周波数：

50Hz（北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内。ただし、

新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60Hz)

60Hz (中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内、九州電力送配電管内、沖縄電力管内。ただし、長野県の一部は 50Hz)

(6) 電気料金

電気料金は、「基本料金+従量料金+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金」といたします。

各メニューの料金単価は、別途当社が定める「楽天でんき料金メニュー」をご参照ください。

(7) 使用電力量の計量方法、料金の算定期間

使用電力量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日まで (ただし、当社があらかじめ計量日をお知らせした場合には、前月の計量日から当月の計量日の前日まで)。なお、①電気の供給を開始した月、②電気需給契約を終了した月、③契約電力等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。

(8) 料金の支払い方法

クレジットカード支払いとなります。但し、初回のお支払いや一般送配電事業者から請求を受けた料金・工事費等、当社がお客さまに請求する費用等がある場合は、当社所定の払込票によりお支払いいただくことがあります。料金が支払期日までに支払われない場合には、年 10 パーセントの延滞利息を申し受ける場合があります。

2. 契約の変更または解約・解除

(1) お客さまからの申出による契約の変更または解約

契約の変更を希望される場合、速やかに当社が適当と認めた方法で変更の申込みをしていただきます。

解約を希望される場合は本契約を解約する旨を解約希望日とともに、解約希望日の 15 日前までに書面、電子メール、電話その他当社が適当と認めた方法で当社に通知することで、本契約を解約することができます。

(2) 当社からの申出による契約の変更または解除

お客さまが以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は本契約を解除することがあります。

この場合、当社は、原則として本契約を解除する 15 日前までに解除日を明示するようにします。なお、当社からの変更は、4.(1)をご参照ください。

- ① 一般送配電事業者によって電気の供給を停止され、期日までに供給停止の理由となった事実を解消されないとき
- ② 電気料金 (他の電気需給契約に基づく電気料金も含まれます。) を支払期日を経過してなお支払われないとき
- ③ 当社との他の契約 (既に消滅しているものを含まれます。) の料金を支払期日を経過してなお支払われないとき
- ④ 電気料金以外の債務 (延滞利息、違約金、工事費負担金その他本契約から生じる金銭債務) を支払われないとき
- ⑤ 本項各号に掲げるもののほか、本契約の条項に違反した場合
- ⑥ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売または破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなした場合

- ⑦ ⑥のほか信用状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる場合
 - ⑧ お客さまが、本契約の締結にあたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げた場合
 - ⑨ お客さまが過去または現在において、当社または当社のグループ会社が提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合
 - ⑩ お客さまが、楽天会員から退会し、または楽天会員アカウントを停止された場合
 - ⑪ その他当社が電気を供給することが困難であると判断した場合
- (3) お客さまが、契約電力等を新たに設定し又は増加された日以降 1 年に満たないで、契約を解約し又は契約電力等を減少しようとする場合、当社は一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき請求された料金・工事費の精算額をお客さまから申し受ける場合があります。

3. 電気の供給に関してお客さまに守っていただく事項等

お客さまにおかれては、例えば以下の事項等を守っていただく必要がございます。詳細は、電気需給約款をご確認ください。

(1) 立ち入り業務への協力

当社または代理店が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者から計量器の確認や、保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社、代理店または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、一般送配電事業者が立ち入る場合においては、一般送配電事業者の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

(2) 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ② 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ④ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ⑤ その他①から④に準ずる場合

(3) 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

(4) 施設場所の提供

一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所を以下において提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提

供をお客さまに求めた場合にはお客さまにそれらの場所を無償で提供していただくものとします。

- ① お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- ② 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
- ③ 通信設備等を設置する場合

(5) 調査および調査に対するお客さまの協力等

- ① お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者、または一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- ② お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

(6) 保安等に対するお客さまの協力

以下の場合には、お客さまは当社および一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。

- ① お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量器等一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合
- ② お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合

4. 契約に関わる注意事項

(1) 電気需給約款の変更

当社が必要と判断した場合は電気需給約款を変更することがあります。その場合、当社は、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期を当社のインターネットのウェブサイト上に掲載する方法、電子メールを送信する方法その他の当社が適切と考える方法により周知します。また、料金単価の変更を伴う場合、当社は事前に新たな料金単価およびその適用開始日を書面またはインターネットの利用その他の方法でお客さまに通知します。なお、新たな料金単価をご承諾いただけない場合、お客さまは電気需給約款に定める手続きに従い、電気需給契約を解約することができます。

(2) 切替前の需給契約

当社と新たに契約される場合、以前にご利用されていた小売電気事業者（以下、「旧事業者」といいます。）より違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との間にご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込による供給事業者の変更を以て失効又はご利用停止となる場合があります。詳細は旧事業者にお問い合わせください。

(3) 当社が電気需給約款等の電気需給契約に関する供給条件を説明した書面を交付する場合（本契約の更新・電気需給約款の変更に伴い、更新・変更の際の供給条件の説明、当該説明に係る書面の交付および契約

更新・変更後の供給条件に係る書面交付を行う場合を含みます)、お客さまは、当社がインターネットのウェブサイト上に掲載する方法、電子メールを送信する方法その他当社が適切と判断した方法により行うこと、および、説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。詳細は、電気需給約款第 2 条、第 7 条第 2 項および第 21 条第 4 項をご参照ください。

5. エネルギーデータサービスおよびマイページサービスに関して

(1) Web サイト「マイページ」の提供

当社はお客さまとの電気需給契約に関連して、インターネット上の Web サイト「マイページ」にてお客さまの契約情報、請求金額、消費電力を含むエネルギーデータ（以下、「エネルギーデータ」といいます。）等をお知らせいたします。

マイページに掲載するエネルギーデータについては、電気の検針結果を除き、内容の正確性、有用性、その他いかなる保証を行うものでもありません。マイページに掲載されているエネルギーデータは、あくまでも掲載時点における情報であり、掲載情報が実際と一致しなくなる場合があります。

当社はマイページに掲載するエネルギーデータおよびエネルギーデータに関連して生じた事項について、当社の責に帰すべき場合を除き責任を負うものではありません。

また、マイページのエネルギーデータの内容、構成等は、予告なしに変更、修正または提供を中止することがありますので、ご了承ください。

(2) エネルギーデータなどのお客さま情報の取得・利用

当社は「マイページ」において、お客さまの情報（エネルギーデータ、アンケート実施の結果等の情報）を取得し、当該情報を当社の広告、宣伝、マーケティングのため、およびサービスの改善および研究開発のため等に利用します。詳細は、別途楽天グループが定める「個人情報保護方針」をご参照ください。

6. 法人のお客さま向け特約事項

本契約を締結する法人のお客さまにつきましては、本契約の締結にあたり、当該法人名義で楽天会員 ID を作成していただきます。当社は、作成していただいた法人名義の楽天会員 ID に電気料金のお支払いに応じて楽天ポイントを付与いたします。なお、電気料金のお支払いで獲得された楽天ポイントは、本契約に基づく電気料金のお支払いのみに使用できるものとさせていただきます、当社および当社のグループ会社が運営する楽天会員向けの各種サービスには使用することができませんのであらかじめご了承ください。また、本契約を解約・解除され、楽天会員の退会をされた場合、電気料金のお支払いによって獲得された楽天ポイントは、退会日以降は使用できませんので、ご了承ください。

7. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称：楽天エナジー株式会社（登録番号 A0388）

住所：東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号

電話番号：楽天エナジーカスタマーセンター 050-5490-9070

受付時間：9:30 ～ 17:30（年末年始を除く）

E メール：denki-info@mail.rakuten.com

※本書は電気事業法第 2 条の 13 の規定に従い、本「供給条件」を交付の上、電気需給契約を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込いただきますようお願い致します。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「電気需給約款」に基づきます。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、当社ホームページ等より「電気需給約款」をご覧ください。